

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会 第219回会議議事録**

日 時	平成29年9月7日（木） 午後2時00分～午後5時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	藤原部会長、金井委員、久保委員
欠席者	なし
開催形態	非公開
議題	<p>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第218回会議議事録の承認      2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告      3 権利の濫用による請求拒否処分の報告      4 存否応答拒否処分の報告      5 第一部会からの報告      6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</p>
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、会議の非公開を確認した。</p> <p>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第218回会議議事録の承認      2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告      事務局から運用状況、諮問第1962号から第1995号までの諮問について報告した。</p> <p>3 権利の濫用による請求拒否処分の報告      事務局から次の18件の開示請求等に係る権利の濫用による請求拒否処分について報告した。</p> <p>(1) 「道水路境界復元について（同） ○冊○号」      (2) 「道水路境界復元について（同） ○冊○号」      (3) 「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答） 旭土第2036号」      (4) 「特定年月日A付照会文書照会事項5について下記のとおり回答します。特定年月日B付原告作成書面（2・追加）3頁③で、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、特定年月日C以降については否認する。原告が自分の宅地だと主張する土地（特定番地の一部）は、特定年月日C横浜市告示特定番号において、横浜市の道路となっている。前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所で特定年月日Dに作成した同水路境界調査により、（特定番地）の所有者より、・・・18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている、との「署名押印した承諾書と印鑑証明書が付された文書一切の開示。」      (5) 「「3. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長）から答申更生第1397号の送付が有り、実施機関（旭土木事務所）は、特定年月日審査請</p>

求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行つておらず、審査請求人が指摘するような事実等は無い。』と説明し、『特定地番所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第2036号」の存在を隠蔽した様子だが、『特定地番所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載のある①『18番杭から19番杭までの表示図』に②署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示」。のうち、「印鑑証明書」に係る部分」

- (6) 「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号」
- (7) 「「イ特定年月日特定時刻から特定時刻まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課C課長、D係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。」のうち、「イ特定年月日特定時刻から特定時刻まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課C課長、D係長特定時刻から特定時刻まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。」に係る部分」
- (8) 「「ウ実施機関は、横浜市旭区特定地地番Aと同B間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区特定地番地の所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『特定年月日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に特定年月日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。」のうち、「③承諾者本人の印鑑証明書」に係る部分」
- (9) 「カ横浜市旭区特定地地番Aと同B間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と承諾書と署名押印の求めに所有者が応じた文書の開示に対し、審査会の聴取に「道路境界確定区間延伸事業は行っていないと虚言で凌いでいるが文書の写しの開示。」
- (10) 「キ①『特定年月日付照会書照会事項5について下記のとおり回答します。と文書を回答した文書と②回答先の開示。③『特定年月日付原告作成書面（2・追加）3頁③で、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、特定年月日以降については否認する。』と発出した文書と④発出先。⑤『原告が自分の宅地と主張する土地（旭区特定地番地の一部）は、特定年月日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。』と論じた文書の開示と⑥あて先の開示。⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また・・所有者よ

り、18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書。」のうち、「⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また・・所有者より、18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書。」に係る部分

- (11) 「実施機関（旭土木事務所）は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長）から請求人の請求内容について特定年月日に事情聴取を受け、「建築局情報相談部建築道路課長様」あて、捏造した内容により「旭土第2036号」にて回答書を送付した。既に、訴訟相手代理人に渡るとの思いを薄々感じていたにすぎず加担はしていない。と 法廷で陳述し認めているにも関らず、「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めた説明をした。（答申第1397号、7頁上段5行目）。書中の「特定地番所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と記載の『敷地表示図と同一書面に承諾された「承諾書」の写しの開示』」
- (12) 「道水路境界復元について（同） ○冊○号」
- (13) 「実施機関は、横浜市旭区特定地地番Aと同B間の私有地について、建築局へ宛て第2036号文書で、横浜市旭区特定地番地の所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したとの文書について、①『特定年月日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に特定年月日請求者に持参し承諾を求めた⑤『承諾書と立会書』の開示。」
- (14) 「「特定年月日特定時刻から特定時刻まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課C課長、D係長特定時刻から特定時刻まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。」のうち、「特定年月日特定時刻から特定時刻まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課C課長、D係長特定時刻から特定時刻まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。」に係る部分」
- (15) 「1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号 2 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）原議 旭土第2036号」
- (16) 「1 旭区特定地番地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区特定地番地の一部） 3 道水路境界復元について（同） ○冊○号」
- (17) 「横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長）から答申第1397号の送付が有り、実施機関（旭土木事務所）は、特定年月日審査請求人の開

示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等は無い。』と説明し、『特定地番所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第2036号」の存在を隠蔽していることに對し、『特定地番所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』との記載に對し、『18番杭から19番杭までの表示図、に署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。」

- (18) 「道水路境界復元について（同） ○冊○号」

#### 4 存否応答拒否処分の報告

事務局から次の9件の開示請求等に係る存否応答拒否処分について報告した。

- (1) 「紛争調整申出書（特定年月日）における調整相手方株式会社AおよびB株式会社からの回答文書（特定年月日に建築局情報相談課に提出した）

(2) 「『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった特定年月以前は文書による回答は差し控えさせていただいておりました。特定年月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、・・・改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかるっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、特定人様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。とは裏腹、特定年、特定年度旭区長介在及び請求者送付文書への回答書の開示。

- (3) 「林文子横浜市長（特定人）貴所属は建建指第709号（平成29年7月20日付）にて、請求者が特定した請求文書を開示せず、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票特定地番地」と偽造文書を開示したが間違えていたなどと再偽造を施した上で、特定人名により、平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票特定地番地」と偽造文書の手直しが有ったが、①偽造文書であっても林文子市長差出の公式文書である。林文子横浜市長が偽造文書を開示したのだから、特定人名でなく林文子市長差出にて再送付を請求する。②また、本件に関し請求者が請求した開示請求書の閲覧開示。閲覧後必要により写し希望。」

- (4) オ. 『まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、特定人様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えております』と悪質な虚言の基で開示した同類文書18通の閲覧開示。カ『何卒ご理解をお願いします』とは裏腹に①特定年A、B、Cに請求者が旭区長経由で送付した文書と②区長D、及びE指示文書③及び直接FAX送信した文書に対し全回答

	<p>書の開示。」</p> <p>(5) 「『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった特定年月以前は文書による回答は差し控えさせていただいておりました。特定年月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、・・改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかるております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、特定人様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』とは裏腹に、特定年A、特定年B、特定年Cに請求者が旭区長経由で送付した文書と区長指示文書の開示。</p> <p>(6) ①別紙非開示決定通知に係る、非開示決定にあたり、市民局市民情報課との間で、条例9条を適用することを協議した文書、資料のすべて②情報公開審査会に①に関し、報告した文書、資料のすべて③前記①②に係る回議書のすべて</p> <p>(7) 公務員が職務上作成した書面及び電磁的記録</p> <p>(8) ①別紙個人情報非開示決定通知書に係る非開示決定にあたり、市民局情報公開課との間で協議した文書、資料のすべて（電話メモ、メール等含む）②前記①に係る回議書及び意思決定に至るまでの文書等のすべて</p> <p>(9) ①別紙非開示決定通知に係る、非開示決定にあたり、市民局市民情報課との間で、条例9条を適用することを協議した文書、資料のすべて（電話メモ、メール等含む）②情報公開審査会に①に関し、報告した文書、資料のすべて③前記①、②に係る回議書のすべて</p> <p>5 第一部会からの報告 事務局から第一部会で決定した諮問第1542号、第1549号及び第1671号に係る答申について報告した。</p> <p>6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</p> <p>(1) 諒問第1548号（建築審査会の審査請求事件に係る文書ほか）について ア 答申案を検討した。 イ 次回引き続き、答申案を検討することとした。</p> <p>(2) 諒問第1573号から第1575号まで（建築審査会の審査請求事件に係る審査請求人の提出文書ほか）について ア 答申たたき台を検討した。 イ 次回、答申案を検討することとした。</p> <p>(3) 諒問第1615号（鋼管の溶接方法等が記載された施工図）について ア 答申の方向性を検討した。 イ 次回、答申たたき台を検討することとした。</p>
特記事項	次回：平成29年9月21日（木） 関内中央ビル5階特別会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会 部会長 藤原 静雄